

令和3年9月29日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

死亡に伴う手続きの専用窓口「おくやみコーナー」の開設について

茨木市は、10月8日(金)より、下記のとおり死亡に伴う手続きを専用窓口一か所のできる「おくやみコーナー」を開設します。

死亡に伴う手続きは多岐にわたるため、これまでは、どこの窓口でどのような手続きをすればよいのかわからないという不安や、複数の窓口をまわる必要があるなど、ご遺族に大きな負担をおかけしてまいりました。今回開設する「おくやみコーナー」では、これまで複数の窓口で行っていた様々な手続きを、おくやみ担当職員がご遺族に寄り添いながら、丁寧に漏れのないよう対応します。

利用は、原則、事前予約制とし、予約時に故人の情報を聞き取り、利用日までに必要な手続きを抽出し、申請書等を市が準備します。ご遺族にとっては、各窓口への移動や共通事項の聞き取りへの繰り返しの返答が不要となり、所要時間が短縮され、スムーズに手続きが行える事で、負担の軽減を図ります。

記

開設日：10月8日(金) ※予約受付開始は、10月1日(金) 午前8時45分から

開設場所：茨木市役所 南館 1階 情報ルーム内(茨木市駅前三丁目8-13)

利用方法：原則、事前予約(利用日から土・日・祝日を除いた2日前まで)

予約方法：①予約専用ダイヤル 072-647-2919

②予約専用フォーム(市ホームページ「おくやみコーナー」内)

③市民生活相談課窓口

受付枠：1日8枠(午前4枠、午後4枠)

おくやみコーナー開設にあたっての福岡市長によるコメント

「ご遺族の方々の不安と負担を少しでも軽減し、利用者皆様に寄り添った支援を行います」

【問合せ先】

市民生活相談課長 多田 明世

電話：072-620-1603

